

こんにちは! 地域おこし協力隊です

市に移住し、ヨソモノ・ワカモノの斬新な視点で地域おこしに取り組む隊員たちが、市の魅力や日々の活動などを報告します。

上東 健太 隊員

こんにちは！つがる市地域おこし協力隊の上東健太です。7月以来の登場となります。最近ますます寒さが身に染みて、ぼちぼちやってくる冬に戦々恐々としております。さて、僕がつがる市にやって来て2年が経ち、地域おこし協力隊としてはあと1年の任期となりました。大阪を離れて2年、だんだん自分がつがるに染まっていつているのが分かります。以前にお話しした通り、言葉には特につがるが出て来るようになりました。自分のことを「俺」と呼ぶことも無くなりましたし、「めっちゃ」という言葉も「わった」に変わってしまいました。この前大阪に居る友達と電話したんですが、逆に僕の方がびっくりしてしまって「うわ！生の関西弁や・・・」と引いてしまったことがあったんですね（笑）。おかしい話なんですけど、そのとき自分は純度100%の関西人ではなくなってしまうのだと悟りました。



大阪の女になりきった「わ（私）」

でも、実をいうと本当にたまになんですが大阪が恋しくなる時があります。例えば、先月阪神タイガースが「アレのアレ」になったとき、最終戦はフジテレビ系列で生中継されていたみたいなんですけど、青森は・・・その時はさすがに「大阪やったらな〜」と心底悲しくなり、上田正樹の「悲しい色やね」を口ずさみたくなりました。

また、大阪の歌でいうと、カラオケに行けば、たかじんの「やっぱ好きやねん」とか歌いたくなったりね・・・結局自分は大坂のこと、結構好きやつたんやなと改めて感じることも増えました。

離れてみて初めて分かることってあるんですね。そういうところでも津軽に来てよかったです。

これまで将来の夢は「つがる市でお笑いライブを開催する」とだったんですが、「オラあ大阪ウメダのハンズンシヤツカテンでつがる市ヘアースを開催するだあ〜（てがっ）」という、もう二つの夢も新たに追加されました。

つがるも大阪もやっぱ好きやね〜ん！

農業経営収入保険に加入しましょう

市では、収入保険への加入を促進し、農業者の負担を軽減するため、保険料の一部を補助しています。（令和6年度も実施予定）

▼対象者（①および②を満たす個人または法人）：①つがる市内に住所を有する者 ②市税等の滞納が無いこと

▼補助金の額：収入保険の加入者が負担する掛け捨て保険料の10分の1以内（上限10万円）

※保険料が未納の場合は補助金を返還していただきます。

※決定した補助金の額よりも実績が上回った場合であっても、補助金の増額はありませぬ。

※補助金の額は令和6年11月末日を基準日として決定します。保険料に変更があった場合は早めに届け出してください。

▼事業実施期間：令和3年度～令和7年度（予定）

▼事業の流れ（個人申請の場合）

①収入保険加入申込（農業者→青森県農業共済組合）

※令和6年度分の加入は令和5年12月末日までに共済組合に申し込みください。

②補助金申請（農業者→つがる市）（市より申請書を加入者へ送付します）

③補助金交付（つがる市→農業者）

【問い合わせ先】農林水産課 電話42-2111（内線412）

収入保険 始めよう! 青色申告

青色申告1年目から収入保険の加入が可能に!

これまで、収入保険に加入するためには、2年以上の青色申告の実績が必要でしたが、制度改正により1年分の青色申告実績で加入できるようになりました。

青色申告の実績期間が短縮されたことで、令和6年から青色申告をされる方であれば、令和7年1月から収入保険に加入することができます。

令和6年		令和7年	令和8年
3月15日まで	10月～11月	12月	確定申告後～6月
「青色申告承認申請書」を 税務署に提出	加入申請	保険料等 の納付	保険期間
			保険金・特約補てん金の 請求および支払い

【問い合わせ・申込先】青森県農業共済組合津軽支所 電話33-1513



冬を快適に過ごすために 除排雪作業にご協力を!

今年も雪の季節がやってきます。
市では、今冬の除排雪を計画し、市民生活の安全が
図られるよう努めてまいりますので、市民の皆さまのご理
解とご協力をお願いします。

除排雪業務

市では幹線道路・生活道路等(国道・県道を除く)
の除雪延長約384kmを直営除雪と民間委託により
行います。除排雪業務の実施期間は12月1日から3
月31日までとしますが、期間の前後であっても、降
雪状況により除排雪を実施します。

除排雪体制

- つがる市の除排雪の体制は、全区域を統括する
本部を**市役所建設部土木課**に設置します。
- 除雪パトロールは市内を巡回し、雪の状況を随
時的確に判断し、効果的な除排雪が実施できる
ようにします。

市民の皆さまへのお願い ～円滑な除排雪作業のために～

深夜・早朝作業にご理解ください

朝の通勤・通学経路、歩行者の安全確保や作業効率
などの理由から、除排雪作業は深夜・早朝に行います。

路上駐車はやめましょう

路上駐車は除雪作業の妨げとなり、地域全体に迷惑
がかかりますのでやめてください。また、事故などでや
むを得ず路上に駐車する場合は、目印に赤旗を立てて
ください。

道路に雪を捨てないでください

除雪後に残る寄せ雪は各世帯で取り除くようお願い
いたします。各家庭の雪を道路に押し出すこともやめてく
ださい。

通行規制にご協力ください

除雪および排雪作業を迅速かつ安全に進めるため、
道路を一時通行止めにする場合があります。

作業中の除雪車に近寄らないようにしましょう

除雪車は重機械であり、前後10m位は死角となりま
す。また、雪の中に混じっている砕石やガラスなどが飛
び散る場合もありますので、30m以内に近寄らないで
ください。

【問い合わせ先】

土木課 電話42-2111 (内線393・391)

融雪溝をご利用の際の注意点!

融雪溝は、路肩に堆積した雪の処理に大きな効果を発揮しますが、不規則な投雪など使い方を間違えると、水が
あふれたり思わぬ事故を引き起こす原因にもなります。

利用者自ら思いやり・ゆずりあいに心がけ、ルールやマナーを守って利用しましょう。

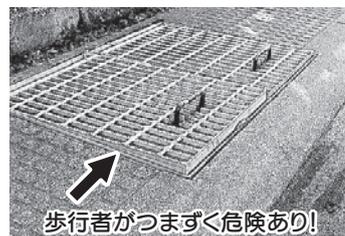
- 地区によりポンプの稼働時間が異なります。水が流れているのを確認し利用してください。
- 固くて大きなかたまりの雪は、細かく砕いてから捨てましょう。
- 投雪口を開けやすくするため板やビニールの袋などを挟むと、ふたが閉まりきらず、歩行者がつまづく危険があ
りますのでやめましょう。
- 投雪中は歩行者や車両にも気をくばり、事故のないように十分注意しましょう。

事故発生のおそれあり!

融雪溝のふたが開いていたため、子どもが転
倒して、けがをする事故が発生しました。このよ
うな事故を防ぐため、作業時以外は、投雪口の
ふたを確実に閉め、開けっ放しにしないよう徹
底してください。



投雪口に板などは挟まない



歩行者がつまづく危険あり!

【問い合わせ先】 土木課 電話42-2111 (内線393・391)